

近代憲法の展開と駿台アカデミズム-松本重敏憲法学 を中心として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学史料センター 公開日: 2009-04-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 善明 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/3632

近代憲法の展開と駿台アカデミズム

——松本重敏憲法学を中心として——

吉田善明

一、問題の所在——本学の発展期（第二期）を支える憲法スタッフ——

権力分立と人権の規定が国家の基本的秩序となっている体制を近代国家体制といい、その法典化を近代的意味の憲法（constitution）と呼んでいる。一七八九年のフランス人権宣言第一六条に「すべて権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は憲法を有するものではない」とあるが、この規定は近代的意味の憲法をもっともよく表わしたものだといえる。このような理解のもとで憲法を捉えていけば、わが国の憲法は近代国家として歩みはじめた明治期以降の憲法（明治憲法）が該当する。

ところで、明治大学の前身は明治法律学校である。本学の創立者達は、近代国家の法を日本に導入して封建的束縛から個人を解放する法秩序を教授し、普及せしめる目的をもって創設した。私の担当する公法（憲法、行政法）では、西園寺公望が初代の憲法・行政法のスタッフとして教壇にたたれた。明治法律学校は一九〇三（明治三六）年に校名を変えたが爾後今日まで一三三年の歴史を刻んでいる。その間、本学

の憲法講座は斯界を代表する先達によって引継がれ、また本学出身の憲法学者を輩出してきた。これを駿台憲法アカデミズムの形成・展開そして発展と位置づけることもできよう。小稿では、これらの全史をここでは展開するわけではないが、全史の中で、とりわけ、大学令にもとづく大学として歩み出した時期から一九四九年までを第二期と捉え、その間に活躍された憲法学者、とりわけこの期の前半を代表する松本重敏憲法学を中心に駿台アカデミズムの形成という視点から検討してみたい。そこで、まず第二期の前身としての第一期で活躍された本学の憲法学者の紹介からはじめたい。

第一期は一八八一（明治一四）年一月の明治法律学校の開校から一九二〇（大正九）年二月までである。この期は知名の士や学者を糾合して講義がなされた。当時、憲法講座を支えた講師陣には、フランスから帰朝した西園寺公望、その後継者であった光妙寺三郎、ドイツ・オーストリーで国法学を学び帰朝した有賀長雄、京都帝国大学が創立されるまで本学の教壇にたった井上密、本学と東京専門学校（後の早稲田大学）を兼職していた副島義一および後に枢密顧問となる清水澄などが教壇にたたれている。当時のスタッフはいずれも、当時形成されてきた国家主義的傾向に対抗する憲法学者の面々であった。

第二期は、一九二〇（大正九）年四月から第二次世界大戦後の一九四九年三月までの期間である。日本の憲法学の確立、展開期にあたる。本学では法学部、商学部、政経学部、文学部の四学部を擁し、建学精神のもと独自の学風が形成されていく時期でもある。憲法学の講座においては、本学出身の松本重敏、イギリスで学ばれた植原悦二郎が教壇にたっている。この期は両教授を中心に美濃部達吉、上杉慎吉、野村淳治、寛克彦といった東京帝国大学の現役教授陣が講師として、また当時の法制局書記官であった金森徳次郎が大正末期から講師として教壇にたたれている。日本における憲法学界の錚々たる憲法学者が駿台アカデミズムの形成に一翼を担っていたということができよう。

二、主権論争と松本重敏

第二期は、大正デモクラシーの幕開けとされる第一次護憲擁護運動が起こり、民衆のエネルギーが昂揚していく期であり、本学の憲法スタッフは充実期に入る。

学界では、大衆デモクラシーの思想的指導者であった吉野作造が、一九一六（大正五）年「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」（中央公論）を發表し、政治における一般民衆の重視、専制政治の廃止、立憲代議制の樹立、そのための普通選挙制の実施を提唱している。

憲法学界では、主権の所在をめぐる論争がおこり、当時、支配的な学説となっていた天皇主権説から天皇国家機関説への転化がはかられていく変革期でもあった。天皇が主権者であっても機関であっても国家の最高の存在であり、統治権の総覧者であることには変りがないが、天皇の地位が主権者から機関に変わるこの意義は、立憲主義的、議會制民主主義的傾向を求める憲法学の展開にとっては重大であった。この天皇主権から天皇機関への変化は、美濃部・上杉論争となつてあらわれる。したがつて、その経緯を含めやや詳しく学界の状況を紹介しよう。

この論争は、上杉愼吉が『国民教育帝国憲法講義』（一九一一年）のなかで美濃部達吉の憲法学説を批判し、美濃部達吉は、「国民教育帝国憲法講義を評す」といった論文でこれを反駁したことにはじまる。この主権論争は、一九一二（明治四五）年から一三（大正一）年にかけて学界を二分した。美濃部達吉は、東京帝大の憲法講座を担当していた穂積八束憲法学にみられた国体、政体の二元論を憲法学説から排除し、政体一元論によつて主権に関する憲法理論を構成した。すなわち、国家は法的人格をもつ団体であり、主



松本重敏

権、統治権はこの国家に属するものであって君主個人にあるものではない。法的人格をもつ団体とした国家は、当然その機関によって行動することになる。日本では、この機関の統治権を担当するのが天皇であって自己の権利としてもつものではない、と主張した。

穂積八束学説を継承する上杉愼吉は、穂積八束の国体論を積極的に導入し、非立憲的な万世一系の天皇帝論を憲法学の軸に据えて絶対主義的憲法学の立場にたった。上杉愼吉にしてみれば、美濃部学説の挑戦を受けるのは当然であったともいえる。しかもこの時期は、第二次西園寺政友会内閣の成立、藩閥政治の根絶を標的にした第一次護憲擁護運動が起っていた時期でもあった。美濃部達吉の天皇帝機関説の主張は学界の支配的地位を得、一九二〇年には東京帝大の憲法講座を担うことになる。当

時、主権論争を資料として整理した『美濃部博士对上杉博士最近憲法論』（大正二年一〇月一五日発行）をみると、この論争に加わった市村光恵、浮田和民、井上密、織田萬などの論文からその論争の激しさが伺える。これらの論文の内容は別稿で検討するとして、ここでは当時、本学の教授であった松本重敏の主権編についてのべたい。

松本重敏は、天皇主権説の立場にたっている。すなわち、松本重敏は『憲法原論』（一九一八年）において、

「国家又ハ国民ヲ以テ統治権ノ主体ト為シ天皇ヲ以テ其機関ト為ス説ハ天皇ノ人格ヲ否定スルモノナリ人格ヲ否定スル結果ハ忠君ヲ否定スルコトトナルナリ或ハ言ハン忠君ハ道德学ノ論題ニシテ法学上ノ問題タルモノニ非スト然レトモ統治及道德ノ何タルヲ知ラサル者ノ言ナリ統治ハ道德ノ権現ナリ統治ノ本義ト道德トハ同一天則ノ両面ヲ成スモノナリ殊ニ君主ハ国家前ニ存在セスシテ国家ト同時ニ発生シタルモノニナルカ故ニ道德ニハ隠在スルニ止マリ統治ニ出現シタルモノナルヲ以テ道德面ニ在ルモノニ非スシテ統治面ニ存在スルモノナリ」と。

松本重敏は、天皇を国家の機関とする説に対して、この説は天皇の人格を否定するものであり、天皇に対する忠君を否定するものであると批判する。松本重敏にしてみると、天皇機関説が支配的学説になると自説として展開している忠君論も否定されることになりかねないことを慮れたように思われる。松本重敏は天皇主権説を主張する立場にたち、わが国は国家と天皇が同時に発生したので天皇に主権があるのは当然であり、天皇の人格を否定する機関説は認められない。また、道德面（忠君関係）からみても承認しえないと主張している。とくに、その忠君については「忠君ハ統治関係ナルカ故ニ道德学ニ属スルモノニ非スシテ憲法学上ノ学説タルベキモノナリ」とのべている。この点、同じ天皇主権論者でも国体論を導入し

て説く穂積八束や上杉愼吉の場合とは異なる。松本重敏は国体論について、「建国法又ハ国体法ナルモノハ統治關係内ニ存スルモノニ非ス余ハ此見地ニ依リ建国法又ハ国体法ナルモノノ存在ヲ否定スルモノナリ」と主権に関する説明に国体の存在を認めていない。同じ天皇主権論に立ちながら国体論を否定し忠君論を導入したところに特徴がある。

ところで、主権論争を通して支配学説の地位を占めた美濃部達吉は、一九〇四（明治三七）年から本学の憲法講師として、上杉愼吉は美濃部達吉より一〇年遅れた一九一三（大正二）年より同じく本学講師として教壇にたたれている。また、政治学科では、イギリスから帰国した植原悦二郎が一九一三（大正二）年から比較憲法、政治学の教授として、同じ年に野村淳治（東京帝大教授）が講師として教壇にたっている。

学界において支配的学説となった天皇機関説論者は、その後、東京では美濃部達吉を、京都では佐々木惣一を中心に立憲主義、議會制民主主義を基調とした本格的な研究が開始されていく。主権論争は、まさしく大正デモクラシー期に対応する憲法改革であったといえる。

三、松本憲法学の構造と特徴

では、天皇主権論の立場にたった松本重敏はどのような憲法学を展開していったのであろうか。松本憲法学の特徴は、松本重敏の代表作『憲法原論』（一九一八年）、『忠君論』にその思想と特徴をみることができる。

松本重敏の憲法学にみられる特徴は、①民主主義の存在を否定し、②民本主義についても明治憲法と両

立しないとし、③天皇機関説も否定している。そして④統治者による統治は天皇大権政治であり、それは忠君によって確立するとしている。すなわち、忠君とは教育であり、その教育とは、「教育勅語ヲ教育ノ根基トシテ教育ヲ施セリ從ヒテ国民ハ此教育勅語ヲ奉シテ忠君ナル臣民ノ本務ヲ行ハサルヘカラサルモノナリ」と。松本重敏憲法は、この期に展開しつつあった近代国家の立憲体制への成長を阻止し、むしろ天皇大権政治を肯定する絶対君主論者であったといえる。

そこで松本重敏が描いていた絶対君主制を基本とした憲法体系を知るために『憲法原論』に依拠し内容の検討に入ってみる。松本重敏の『憲法原論』はつぎのような構成になっている。

第一章、統治権（第一節統治権ノ発現、性質、本質）、第二章、統治権ノ主体（第一節主体ノ本質、第二節主体ノ実体、第三節主体ノ継承、第四節皇室、第五節統治者ノ義務、第六節神聖不可侵）、第三章、統治権ノ客体（第一節客体ノ本質、第二節国家、第三節領土、第四節租借地、第五節占領地、第六節船舶、第七節人格者）、第四章、統治権ノ機関（第一節概論、第二節憲法上ノ機関）、第五章、統治権ノ行使（第一節総論、第二節統治権行使ノ体別）で構成され、一〇一〇頁に及ぶ大著である。

松本重敏の『憲法原論』の中から、松本重敏論の基調をなす憲法思想はつぎの点にあらわれている。第一に、松本重敏の憲法論は、統治権を主体として展開される。松本憲法論の国家哲理ともいう国家の統治権の発現は、宇宙に於ける現象であるという点に求める。宇宙の万有は、天則を基準として推移するが故に万有の生存は天則によりて保有するものであり、その天則は万有生存の規範たるものとして此の疑いを入れる余地なしと。国家の発生も天則の実現である。人類中の強者である君主が「領域内ノ人類ヲ統合シテ国家ヲ建立シ之ヲ統治スルコトハ宇宙ノ発動ニ因リ眞理ノ天則ナル理法ニ適応シテ発現シタルモノナリ」と。この松本重敏の哲理は、日本における統治権の主体に及び「天皇ハ正ニ君主ニシテ統治権ノ主

体タルコト微塵異論ヲ挿ムヘキ餘地ヲ存セサルナリ」と。一説によれば、明治憲法は、「天皇ハ統治権ヲ総攬スルコトヲ規定シテ統治権ヲ有スルモノナルコト」を規定したものでないとの主張もあるが、松本重敏は、統治権の主体は憲法をもって創定するものではない。明治憲法第一条に示しているように、天皇が統治権の主体なるが故に「大日本帝国ヲ統治スルモノナルコトヲ明示シタルモノナリ」と反論している。統治権の分割について、松本重敏は、三権分立を採用する国があるが、明治憲法においては、立法機関、司法機関、行政機関の外、摂政、枢密顧問、行政裁判所、会計検査院を設置する。摂政の外はそれぞれが憲法上の統治機関であり、天皇に直属するものである。したがって、統治機関相互の間には決して階級分立関係はないと指摘される。

第二は、衆議院の公選制の性格についてである。衆議院議員は国民の代表者と呼んでいるのが、舶来語である。松本重敏は、衆議院議員の選挙は権利の行使ではなく、「統治者カ統治機関タル国会ヲ組織スルニ当リ漠野ノ賢ヲ集ムル為メノ任命ニ代ヘテ或国民ヲシテ選挙セシムルモノナルカ故ニ其者ニ賦課シタル名誉アル義務ナリ」と。選挙は名誉ある義務として、参加するものであり、その限り、法的には代議士でも代表者でもない。また、選挙権を帝国臣民であり、満二五歳の男子に限り、女子に認めていないことに対し、松本重敏は、「女子と雖モ立派ナル選挙眼ヲ有スル者尠カラス女子ヲシテ選挙人タラシムルコトヲ不可トスル理由ニ乏シ強ヒテ不可ナリトスルモ不可ナラサル分モアルカ故ニ其不可ナラサル分ノ女子ヲ選挙人ト為ササル理由ハ絶無ナリ選挙眼ヲ有スル女子ヲ選挙人ト為スコトハ選挙眼ヲ要素トセサル普通選挙制度ニ勝ルコト千万ナリ」と。松本重敏は、わが国は制限選挙制を採用しているが、選挙資格の拡張が必要なことはいうまでもないが、それには普通教育の完成による以外はないとのべる。ところが、女子の選挙となると、選挙眼を有する女子について不可とする理由はない。女子の選挙眼を有する者の選挙資格

の拡大は普通選挙に勝るとも劣るものではないと主張するが、その資格の判断基準については不明である。とくに、衆議院議員選挙に女子の参加を認めることに、ことのほか寛大であるように思われるが、この考え方の背景には、本来、選挙は統治者（天皇）が与えた名誉ある義務であり、したがって、男子に劣らず選挙眼のある女子にも与えることは望ましいといった考え方をしている。このことは普通選挙制への実施の一環としての女子選挙の実現をはかることではないことはいうまでもない。被選挙資格については全く触れられていない。

第三は、裁判所および裁判官の独立についてである。松本重敏は、モンテスキュの三権分立の思想に基づく司法機関の独立については、国会、裁判所及び政府は相互に制肘拘束を受けることはない。この点、独り司法機関を独立機関であると云う必要はないとしてまず、三権分立の考え方を否定する⁽¹⁸⁾。また、裁判官の身分保障については、「裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニ由ルノ外其職ヲ免セラルルコトナシ」（憲法五八条第二項）と規定していることを重視し、裁判所構成法第七四条に「刑事カ身体若ハ精神衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコトノ能ハサルニ至リタルトキハ司法大臣ハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得」と規定していることについて、この規定は刑法の宣告文又は懲戒の処分によらずして其職を免ずるもので違憲の規定であると主張する⁽¹⁹⁾。司法大臣の地位は政府の一員であり、したがって、その介入をできるだけさげようとしたものと解される。この点については裁判官の独立の保障を強く意識した主張として読みこむことができよう。

第四に、臣民の権利についてである。本書は一〇一〇頁に及ぶ膨大な憲法体系書にあって、臣民の権利に関する部分は、わずか三〇頁程度で終っている。松本重敏は、臣民の権利は、生存のための権利であり、人格を維持するためのものである。ところが一般学説は、国民は国民権（自由権、統治権行使要求権、参

政権)なる特権を有すると論じられているが、参政権はともかく自由権および統治権行使要求権なるものは国民の特権ではない。特権であるとするれば領土に在留する国民でない者は一切の自由を有しないことになる。と批判し、「国民タルト非国民タルトヲ問ハス皆自由ヲ有¹⁵」する、と主張する。しかし、松本重敏は、それらの自由の維持は、生存権の行使によって保障されるものであるとしている。生存権の行使が、人格を維持するための統治化であることを意味するとすれば、臣民が有する自由の維持は、統治者からの自由ではなく統治者によって保障される自由ということになる。

同じ頃出版された美濃部達吉『憲法撮要(訂正四版)』(一九三一年)にみられる「国民の権利義務」と松本重敏の「臣民の権利義務」を比較してみると松本重敏の考え方が浮彫にされる。美濃部達吉は、西欧から帰国し近代憲法学の視点から、「臣民の権利義務」を「国民の権利義務」として、近代憲法の流れに立脚した展開をはじめ、「国民ハ国家ニ対シ義務ノ主体タルト共ニ又權利主体タル地位ヲ有ス」。国民の権利については公権・私権に分けられ、ここで対象となる公権には自由権、受益権及び参政権にさらにわけられる。わけても自由権とは、「国法ノ定ムル所ニ依ルノ外国家ノ命令及強制ヲ受ケザル權利ヲ謂フ¹⁶」。もし、国家が無制限に国民に対し命令し強制する権利を有するとするならば、国民は国家の如何なる命令強制に対しても絶対に服従する義務を負うものなり、自由権は全く存立する余地がないと。この思想は近代の立憲制度の最も重要な根本思想の一つであるとのべている。自由権が君主(天皇)の統治、忠君のもとで保障されるとする松本重敏の憲法思想とは全く異ったものとして捉えているのである。

また、国民の選挙権については、松本重敏は、選挙機関による統治者の任命行為としていたが、美濃部達吉は、参政権を「国家の機関として国家の公務を行い得る権利をいう¹⁶」いわゆる公務説にたっている。わけても、参政権(選挙権)の登場は、近代立憲政体のあらわれであり専制政体と区別せられる顕著な特

徴であるとしている。松本重敏は、明治憲法を近代立憲政治に脱皮することを抑えこみ天皇政治の枠組みで選挙を統治者の任命行為であると考えているところに特徴がある。

四、松本重敏と女子部の創立

本学が他の国・公・私立大学に先んじて法律、経済といった高等教育分野において、女性に門戸を開いたのは、一九二九（昭和四）年であった。時あたかも世界恐慌の波を受け経済的不況の最中であり、国家主義者の抬頭による暗い時期に入りつつであった。この時期に高等教育の普及と男女共学教育への意気込みが、本学では女子部の創設となった。女子部創立当時の運営委員をみると穂積重遠（東京帝大教授）、松本重敏（本学法学部教授）などの五人の運営委員と三人の幹事で構成されている。とりわけ、運営委員の中で中心的役割をはたしたのが穂積重遠と松本重敏であった。穂積重遠は、東京帝大の教授であり、本学法学部の講師をして民法を教授していた。穂積重遠は女性の社会的地位に関心をもち、かつ婦人問題の啓蒙家として知られていた。松本重敏は、本学の憲法教授をする傍ら、弁護士として活躍していた。穂積重遠と松本重敏は共に「公民教育委員会」のメンバーであったことから、二人は女子に法律を教える学校設置の必要性で意見が一致し、それが現実のものになったといわれている。松本重敏は創立当時に憲法を担当し、一九二九（昭和四）年一月に女子部部长に就任している。本学女子部の開校式の挨拶において、横田秀雄学長は、女子部の設置理由について第一に「女子をして学問上に於てその天分を發揮することを得せしむるが為に、学問の研究に關し均等の機会を与へる」こと、第二に、「男尊女卑の旧習を打破し、女子の人格を尊重」していくために、また「良妻たり賢母たるの実」を全うするための女子高等教育

の場として、第三に、「女子自から社会に活動し」「一身一家の為又国の為に盡す」人材を確保する場として女子高等教育が必要となる。その目的を実現するために設置した。この設置には、穂積博士、松本博士の尽力があったが故であると謝辞をのべていた。

いままで研究の対象としてきた絶対君主制、天皇主権説にたつ松本重敏が、女子高等教育についてどうしてこのような積極的な役割をはたしたのか、私にとって興味のもたれるところである。これは松本憲法学と女性の法的地位の法的整合性は如何といった問題でもある。ここに松本重敏の女子教育に関する発言があるのでその一端の紹介からはじめよう。

政府が第五九帝国議会に提出しようとしている地方自治体議会への婦人の選挙権の是非をめぐる論議を前にして、松本重敏はこうのべている。「政治は男女平等に権利を分つて初めて調和ある所の完成を見得るものと信ずる、婦人の公民権は参政権への第一歩としての過程である。」「我国の思想は誤まれる『女子は家庭に』なる伝統に支配され、無用論が可成強く行はれてきたがそんなものは意に介する必要はない。」「婦人は昭和四年五月の全国高女学校会議において公民科を必須科目として実施されてゐるのみならず、婦人は何十年男子のなす政治を静かに批判してきた政治教育の点においては決して不十分であるとは思われない。」「今更婦人にこれを与えたとしても決してこの弊害が増すやうなことはないと信ずる。」「又年令等も同年令であるべきだと思ふ、男女二〇歳を超ゆると知能に大した差異のあるものではない」と。松本重敏の男女平等の必要性、婦人参政権の実現に向けた主張としてみる事ができる（昭和六年一月二二日「駿台新報」）。

また、女子部は一九二九（昭和四）年に、専門学校としての法的地位をえながら、学部入学が認められておらず、一九三一（昭和六）年四月一三日に文部大臣より許可された時、松本重敏は女子部長として学

生にメッセージを贈っている。一九三二（昭和七）年から「新女子学生が出来て、男女共学になります、これは良いことです。現在の教育制度に急変化を起すことは予想されませんがともかく女子の地位が向上する譯です。共学の曉は女子学生に対して男学生は惜みなき同情と便宜を与えて頂きたいと思ふ」（「駿台新報、昭和六年四月二三日）と。

松本重敏の女性の地位に関するこのような姿勢は、いつ形成されてきたのであろうか。松本重敏の思想を生みだす東洋思想（孔孟思想）から見出すことは困難であるが、松本重敏の『憲法原論』から婦人参政権の考え方を引き出すことは可能である。すなわち、松本重敏は衆議院議員の代表を選出する行為を統治者による任命行為の賦与と解している。その任命行為を統治者による方法で選出することを是認した。しかし、選挙は権利と解するのではなく名誉ある義務であると解すべきであるといった考え方にたっている。この立場からみると、何も選挙は普通選挙制の実現といった中で婦人の選挙を認めるといふものではなく、選挙眼のすぐれた女性に選挙、参政権を賦与しても決して弊害となることはないので、能力ある女性の選挙への参加を承認している。そればかりか、男女平等への道を開くことにとくに熱心であり、『女子は家庭に』なる伝統に支配されているが、意に介する必要なく社会への進出を積極的に訴えている。こうしてみると、松本重敏は女子教育の実現、そのものでの男女平等論、女子の社会参加の主張に非常に熱心あることが読みとれる。松本重敏の女子部創立への期待がいかに大きかったかを示しているともいえる。

五、駿河台アカデミズムの展開

松本重敏は、明治大学法学部における最初の専任教員として、一〇年間、その後、女子部教授として二年間ほど教壇にたっている本学の第二期を代表する学者である。この期は、大正デモクラシー時代であり、反政党勢力の牙城であった山県閥が、第一次護憲擁護運動（一九一三〈大正二〉年）、第二次護憲擁護運動（一九二四〈大正一三〉年）によって政治的に敗北し、「憲政の常道」と呼ばれた政党の多数党党首を内閣総理大臣とする政党内閣の成立が一時期ではあるがみられた。憲法学の研究もそれに呼応して大きな転化を遂げていた。前述したように、明治期に主流を占めていた絶対君主制、天皇主権説をもって憲法学を構成していた学説がこの期に入ってより立憲君主制かつ議会制民主主義の確立の方向に、主権論でいえば天皇機関説への転化がはかられていった。その変化は本学の憲法の講師陣の間にもあらわれ、それぞれの立場からその対応が示されている。まず、立憲君主制・国家（天皇）機関説を代表する美濃部達吉、野村淳治そして金森徳次郎が本学の教壇にたたれている。政治学科では比較憲法を担当した植原悦二郎が一九一三（大正二）年から教壇にたたれ諸外国（とくに欧米諸国）の憲法を参考にしながら立憲君主制の需要性を説き天皇主権説にたつ論者に厳しい批判を加えている。ところが、植原悦二郎は、当時惹起された「無届記念館使用および学生大会の名で学長、田島学監に勇退を勧告する決議」に同情的であったことで免職される。その後任として一九二〇（大正九）年から野村淳治（東京帝大教授）が講師として教壇にたたれている。野村淳治は、ドイツ国法学の研究者であり、その影響が色濃く、当時の主権論争では、国家をもって法律上の権利主体とする国家法人説にたっている。（「憲法撮要」上巻七九頁）。

これに対し、上杉愼吉、寛克彦、本学教授の松本重敏は、絶対君主制、天皇主権説論者であった。これらの論者も立憲君主制・天皇機関説論者と同じ時期に本校の教壇にたっている。もとより、松本重敏は、上杉愼吉、寛克彦等の憲法とは異なる独自の学風をつくりあげていた。すなわち、松本重敏憲法学は、国家の発生も宇宙の現象と同様、天則の実現である。その国家の発生は統治者（天皇）の誕生と同じである。国家の統治は、天皇の統治であり、統治は「道德ノ権現ナリ」として天皇大権政治に忠君論を導入して、絶対的君主制国家への忠誠をより強固なものにしようとしていた。このことは松本重敏の博士論文「忠君論」にみることができ、それは欧米的憲法思想（近代立憲主義）や「報恩乃至国祖宗教」の思想を排除した理論構成からも知ることができる。

また、松本重敏の国家統治に「忠君論」を導入し、統治権者への全面的服従を承認する憲法論の構築は、たとえ国民に自由があるといっても人格を維持するための統治化を条件としての自由である。そうである限り、統治者の絶対的服従の中での自由にすぎない。したがって、その自由の保障では近代国家の法体系を維持する限り承認されるところのものではない。

しかし、自由の保障をこのように理解するなかで、松本重敏は婦人の権利、婦人参政資格、選挙権の賦与を名誉ある義務と解し、国家の公務に参加することは、男子に劣らない選挙眼のある女子ならば認められてよいとする立場にたっている。そのために、教育が何より重要であると説くのである。職業婦人の政治参加を積極的なものとして進めるのも教育次第ということになる。良妻賢母型、教養型の教育ではなく、社会進出をめざす職業婦人としての必要な女子教育の創設に打ち込んだのはその趣旨からであり、決して制限選挙制から普通選挙制、女子も含めた完全普通選挙制の実現としての側面からのものではない。

松本重敏は、本学憲法の展開期である第二期を代表する教授として駿台アカデミズムを担ったことは事

実である。しかし、本学のアカデミズムの展開という視点、とりわけ建学の精神（権利・自由）の普及、展開という視点からみると、松本重敏の憲法（構造）論は天皇主権にもとづく絶対君主制の枠から脱皮するどころか忠君を導入してより強固なものになっている。したがって、国民の権利保障については、松本重敏が強調する絶対君主制の立場からは法的権利として説明することはできないとしても、絶対君主制の下にあって、男女平等論、女性の家庭からの解放、女性の地位の拡大、教育をすることによって可能となると考え、それを実践をしたものといえる。その点で松本重敏は、駿台アカデミズムの一担を担った教授として一定の高い評価を与えることができよう。

（注）

（1） 明治法律学校創立当初から明治憲法（一八八九年）制定までの期間を中心にした公法（憲法、行政法）学を担当した講師、講義状況については、和田英夫『日本の法学と明治法律学校における法学と法学教育』（明治大学法学部八十五年史編纂委員会）所収五七頁以下。ほかに学校法人明治大学発行『明治大学百年史』第三巻通史編Ⅰ、一七頁以下

（2） 松本重敏は、一八七〇（明治三）年愛媛県宇和島出身。一八九八（明治三一）年に明治法律学校を卒業。一九〇二（明治三五）年五月に任官し、広島地裁判事となる。一九〇四（明治三七）年から一九〇七（明治四一）年まで警視庁講師となり明治憲法を講義する。明治法律学校にかかわりをもつのが一九一七（大正六）年からであり講師として憲法を担当する。本学が大学令に基づく大学として認可を得た一九二〇（大正九）年には、憲法教授となる。一九二九（昭和四）年には新設された女子部々長となる。

（3） 植原悦二郎は、一八七七（明治一〇）年長野県南安曇郡三郷村生。一九〇七（明治四〇）年アメリカ合衆国ワシントン州立大学卒業、一九一〇（明治四三）年イギリス・ロンドン大学でドクトル・オブ・サイエンスの学位を取

得。一九一一（明治四四）年帰国、一九二二（明治四五）年より明治大学教授。以後一九一九（大正八）年まで比較憲法、政治学の教授として教壇にたつ。その間の一九一七（大正一〇）年により衆議院議員として活躍する。

(4) 金森徳次郎は、一九八六（明治一九）年、本籍地、東京本郷区。法制局参事官および審査官を経て一九二四（大正一三）年には法制局書記官、行政裁判所評定官を務め一九二六（大正一五）年に明治大学講師として教壇にたつ。

(5) この点について、長谷川正安は、美濃部の天皇機関説は支配学説となり、ほぼ公認のものとなった。美濃部は、大正九年にはじめて東京帝大で憲法講義を行っているし、高等文官試験の委員にもなった、とのべている（長谷川正安『昭和憲法史』八四頁以下）。

(6) 松本重敏『憲法原論』二六二頁以下

(7) 松本重敏・前掲書七七八―七七九頁

(8) 吉田善明『日本国憲法論（第三版）』三七頁以下。

(9) 松本重敏『憲法原論』四二頁

(10) 松本重敏・前掲書 三六〇頁

(11) 松本重敏・前掲書 四八六頁以下

(12) 松本重敏・前掲書 六三〇頁

(13) 松本重敏・前掲書 六三三頁

(14) 松本重敏・前掲書 三五三頁

(15) 美濃部達吉『憲法撮要』一七二頁

(16) 美濃部達吉・前掲書 一八九頁

(17) 明治大学短期大学『明治大学短期大学五十年史』一頁以下

(18) 女子部開校式における横田学長の挨拶、明治大学短期大学・前掲書所収 二五六頁以下

(19) 松本重敏『忠君論』一八五頁